

八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名

西 本 昌 弘

【要約】 八世紀の任官儀礼を復元する試みは、早川庄八氏の研究によって飛躍的に進展し、平安時代の任官文書の多くが八世紀にも存在したことが明らかにされた。しかし、早川氏が注目した「除目聞書」については、一〇世紀以前に遡るといふ確証がなく、正倉院に伝わる二つの官人歴名を「除目聞書」の先駆的文書とみる仮説には疑問がある。『西宮記』や『北山抄』には大間や清書（召名）とともに下名ぢうななる任官文書がみえ、内裏任官儀で用いられた本来の下名には、参議以上を除く任人全員の名を記入したといふので、正倉院の二つの官人歴名はこの下名に相当するものと考えられる。また、従来の研究では見逃されているが、『内裏式』や『儀式』には、南門外に参集した任人を可任人歴名（のちの下名）によって点検する唱計の儀や、親王の除目と臣下の除目とを区別して読み上げる唱名の儀など、きわめて古式の内裏任官儀が定められており、こうした任官式文を検討することによって、これまでとは異なる任官儀礼の変遷史が描き出せるように思われる。

史林 七八巻二号 一九九五年三月

はじめに

平安時代の叙位・除目に関する研究は、近年めざましい進展をみせている。そうした研究の多くは、叙位・除目の詮擬過程や加階・叙爵・遷任のメカニズム、さらには儀式書の系統・伝来などを考察したものであるが、早川庄八氏は正倉院に遺存する二つの官人歴名を手がかりに、平安時代の任官儀礼の分析をもふまえて、八世紀の任官儀礼を復元的に再構成する試論を提示された。^② 早川氏のすぐれた研究によって、平安時代の任官行事の多くが八世紀にも存在したことが明らかになり、任官儀礼の源流を八世紀にまで遡って考察する道が開かれたといつてよい。本稿はこうした早川氏の分析視角を

全面的に継承し、一部、早川氏が言及されなかった論点を補いつつ、八・九世紀の任官儀について考えてみたものである。

① 近年の叙位・除目に関する研究論文については、田島公「源有仁編の儀式書の伝来とその意義」『史林』七三―三、一九九〇年）一〇七～一〇八頁に、詳細な文献リストが掲げられている。

② 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年。初出は一九八一年。以下、とくに注記しない限り、早川氏の見解はすべてこの論考による。

一 正倉院文書中の二つの官人歴名

早川氏が注目した二つの官人歴名とは、A「上階官人歴名」〔『大日本古文書』編年・第二〇巻七四～七五頁、正倉院文書続々修第二四帙第五卷裏〕と、B「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」〔『大日本古文書』編年・第一五卷二二九～一三三頁、正倉院文書続々修第四六帙第五卷〕である。この二つの官人歴名については、つとに田中卓・野村忠夫の両氏が検討を加えており、田中氏はBが天平宝字二年（七五八）八月の文書であることを指摘して、『大日本古文書』の繫年案を修正するとともに、A歴名は政府の人事に精通した官人の筆になる「覚書程度の軽い手控え」であろうと論じた^①。一方、野村氏はA B両文書が中央・地方の四等官を網羅することなく列記し、一、二箇所において官名のみ記載して人名を闕いている点は、後世の大問書の書法に類似しているとして、A B歴名はそれぞれ天平一〇年（七三八）四月庚申および天平宝字二年八月癸卯の任官に用いられた、大問書的な性格の任官関係文書の写しあるいは聞書であろうと説いた^②。『続日本紀』の天平一〇年四月庚申条と天平宝字二年八月癸卯条には、それぞれ九名と二名の任官記事がみえるのみであるが、野村氏によると、これは『統紀』の記載原則にもとづく省略あるいは脱漏で、実際にはA B歴名にみられるような多数の任官が行われたのであるとこう。

A B二つの官人歴名が天平一〇年および天平宝字二年の何らかの任官関係文書の写しである点は、このようにして野村氏の研究によって明らかにされたが、この野村説をさらに深化させたのが早川庄八氏の研究である。早川氏は、① A B歴

名にみられる人名には位階とカバネが書かれていない、②B歴名には勅任官と奏任官とが区別されずに列記されている、③官名表記の点からみて、B歴名は耳で聞いたことを筆録した「聞書」であるらしい、という三点を指摘した上で、①②の特徴をもつ歴名風の任官関係文書として『中右記』などにみえる「除目聞書」に注目し、AB二つの歴名は後世の「除目聞書」の先駆をなすものであったと結論づけた。精緻な実証に裏づけられた早川氏の所論は説得力に富み、異論をさしはさむのは困難なようにみえるが、早川氏の「除目聞書」説を検証する立場から、上記の二つの官人歴名について、私なりに検討を加えてみたいと思う。

A 上階官人歴名

「式部大丞大伴大甘」から「越前」介大伴首名」にいたるまで、おおむね上中下三段に分けて官名と人名を列記する。マイクロフィルムによると、最初から一四行目までは完全に残されているが、一五行目は中段・下段の文字の残画のみが遺存し、一六行目以降は失われている。管見によると、一五行目中段の人名の残画は「万呂」、下段の官名の残画は「能登」と読めるのではないかと思われる。一四行目までに記された官名は四五件であるが、そのうちの「信濃」掾と「武蔵」大目」には人名の記載がないので、官名と人名をともに記すのは四三項ということになる。なお、『大日本古文書』は一～二行目の「藤原広嗣」の尻付を「兼式部卿」と書き、四行目中段の官名を「和泉佐」と読むが、早川氏がマイクロフィルムによって訂正するように、これらは『大日本古文書』の誤記・誤読で、原文書においてはそれぞれ「兼式部」「和泉佑」と記されている。

さて、野村・早川両氏の指摘をふまえつつ、A「上階官人歴名」の特徴をまとめると、次のようになろう。

- (1) この歴名に記載された人名には位階と姓（カバネ）が書かれていない。
- (2) 列記される官名はいずれも奏任官であるが、『統紀』がこの日の任官者として掲げる「左衛士督」佐伯浄麻呂が、

歴名末尾の欠失部に書かれていたとすると、勅任官と奏任官とが区別されずに記されていることになる。

(3) 官名の記載順は文官の京官から外官に及ぶ。左衛士督が歴名末尾に記されていたとすると、京官↓外官↓武官の順となるが、これは後世の大間書の記載順と等しい。

(4) ただし、当時は東山道に属した武藏介・掾・大目・少目を陸奥介の次に掲げ、武官であるはずの鎮守判(官)を(武藏)少目の次に記す点^④は、職員令や大間書の記載順と一致せず、官名記載の順序に一部乱れが存在する。

(5) 「兼式部少輔」と書くべきを「兼式部」としたり、「鎮守判官」を「鎮守判」、「多治比」を「多比治」と記すなど、官名・人名記載の一部に省略や転倒がみられる。「(信濃)掾」の下の空白部に楽書が書き込まれているところからみても、手控えの案文という性格が強いように思われる。

以上がA「上階官人歴名」にみられる記載上の特徴であり、早川氏はこのうちとくに(1)(2)に注目したが、本稿では(4)(5)にも注意する必要があることを強調しておきたい。

B 神祇大輔中臣毛人等百七人歴名

一紙の表と裏に、「神大輔中臣毛人」から「三川史生安宿乙万呂」(墨抹)にいたる官名・人名一〇九項を列記し、末尾に「合百七人」と合計人数を記載する。このうち、最後の官名・人名一項、途中の人名一件が墨抹されているので、残る官名は一〇八件、人名は一〇七件となり、官名と人名をともに記すのは末尾の記載通り一〇七項ということになる。B歴名はA歴名以上に走り書きの感が強く、いったん書いた文字を墨抹したり、重ね書きや傍書によって文字を訂正したところが多いため、これを正確に読み解くのは困難で、『大日本古文書』にも誤記や誤読が少なくない。マイクロフィルムによる解説には限界もあるが、判読不能の重ね書きについては保留し、現時点における次善の判読試案を掲げておくことにしたい(早川氏にならって、各項に通し番号を付す)。

（オモテ）

- 1 神大輔中臣毛人 2 少輔忌部皆万呂 3 大佑今木虫万呂
 4 少佑中臣松成 5 大志忌部諸足 6 大政官大弁藤原御楯兼
 7 大中弁石川豊成 8 外少記田口大立 9 臺大忠中臣浄万呂兼
 10 中務大丞阿倍魚道 11 少丞田口石足 12 大録田邊極實
 13 少録白鳥小田万呂 14 侍從藤原御楯 15 内舍人百齊文鏡
 16 加茂・^{（聖寺）}茂・^{（聖寺）}浄足 17 當麻大庭 18 石川浄万呂 19 佐伯人万呂
 20 无位石川継成 21 他田人成 22 阿倍吉人・^{（口部）} 23 阿倍山守
 24 粟田鸚養 25 大監物佐伯三方 26 大内記日置蓑万呂
 27 左大舍人大允巨勢津万呂 28 大属百齊秋田 29 少属大宅真立
 30 右大舍人大允丹比公子・^{（佐）} 31 大属當麻乙万呂 32 内蔵頭
 安倍甲由 33 陰陽頭藤原葛万呂 34 允中臣志斐猪甘・^{（佐）}
 35 内匠員助牛鹿小道 36 内葉頭難波奈良 37 佑禾田道万呂兼
 38 主礼頭安倍有万呂 39 式マ少輔藤原久須万呂兼 40 少丞大
 伴浄足 41 治マ少丞紀家守 42 雅楽助穂積小東人 43 賦儀
 頭土師蓑万呂 44 主計大允志斐豊濱・^{（佐）} 45 兵部大輔藤
 原真先 46 少輔紀牛甘 47 少丞安倍真道 48 石川
 名足 49 少録土師柁取 50 造兵少令史中臣水主
 51 大蔵少輔百齊元忠 52 少丞石川望足 53 掃守令史土師
 古万呂 54 漆マ佑大原津万呂 55 令史丸マ以志 56 宮
 57 掃守令史土師
 58 掃守令史土師
 59 掃守令史土師
 60 掃守令史土師
 61 掃守令史土師
 62 掃守令史土師
 63 掃守令史土師
 64 掃守令史土師
 65 掃守令史土師
 66 掃守令史土師
 67 掃守令史土師
 68 掃守令史土師
 69 掃守令史土師
 70 掃守令史土師
 71 掃守令史土師
 72 掃守令史土師
 73 掃守令史土師
 74 掃守令史土師
 75 掃守令史土師
 76 掃守令史土師
 77 掃守令史土師
 78 掃守令史土師
 79 掃守令史土師
 80 掃守令史土師
 81 掃守令史土師
 82 掃守令史土師
 83 掃守令史土師
 84 掃守令史土師
 85 掃守令史土師
 86 掃守令史土師
 87 掃守令史土師
 88 掃守令史土師
 89 掃守令史土師
 90 掃守令史土師
 91 掃守令史土師
 92 掃守令史土師
 93 掃守令史土師
 94 掃守令史土師
 95 掃守令史土師
 96 掃守令史土師
 97 掃守令史土師
 98 掃守令史土師
 99 掃守令史土師
 100 掃守令史土師

内大輔神名備伊吉 57大録中臣マ牛甘主 58大膳安曇主

浄成 59木工頭當麻浄足 60(X内)典藥助味淳瀧口助難波奈良

61内膳典膳高橋廣道 62彈正巡邊石川垣守奈

63右京大進安倍廣人 64少進海犬五百依 65津少進

66大和守藤原真前兼 67伊勢介笠真足

68大掾安倍己知 69少掾田口牛甘 70少目佐味豊永 71尾張介水

72掾波多裴万呂 73三河目葛井犬甘 74駿河掾飯高

75上総大目船東人 76少目丹比輒負嶋万呂 77上野

78掾波太虫万呂 79下野掾石上家成

80美濃守上道正道 81越前員外介長野君足

82大目安倍祖足 83丹波守大藏万呂 84介藤原小湯万呂

85掾紀佐良志奈 86丹後守藤原楓万呂

(ウラ)

87但馬介石川廣成 88掾安倍浄目 89播磨員外介

當麻浄成兼 90大目坂本男足 91少目秦大万呂

92備前目大伴宅足 93備中少目布勢益立 94安藝

95長門少目船諸上 96讃岐大目大津

96讃岐大目大津 97土佐目穴太三宅万呂 98肥後介大原少万呂

99掾大原人足 100日向守安倍黒万呂 101(X對)但馬史生

日下マ阿呂万呂 102 三川史生安宿乙万呂

103 衛門府大志（又尉）日置武相志 104 中衛府將曹中臣志

斐弓張 105 右衛土府督大伴大甘 106 大尉大和斐太万呂

107 少志小治田伯 108 右兵衛少尉阿倍上万呂

109 三川史生安宿乙万呂

合百七人

まず、『大日本古文書』（以下、大日古と略称する）との校異を示しておこう。大日古は4を「中臣槐成」と読むが、三字目は「槐」よりは「松」に近い。『統紀』宝龜一〇年正月甲子条に中臣松成が正六位上から外従五位下に昇叙したとあるので、4は「中臣松成」と読むべきである。7を大日古は「左中弁石川豊成」とするが、原文書では「大中弁」と書かれている。「大中弁」とは「大政官の中弁」を略したものであろう。7を「左中弁」と判読した場合、石川豊成はこのうち天平宝字三年（七五九）七月丁卯に左中弁に任じているため、同一人物が一年足らずの間に二度も左中弁に任ぜられたことが問題となるが、「大中弁」では必ずしも左中弁であるとは限らず、右中弁から左中弁へ転任したと解することもできる。^⑥

大日古の10「阿部魚道」は「阿倍」の誤植。43を大日古は「職贖頭」とするが、一字目は「贖」よりも「賊」や「賦」の字に近く、二字目は「贖」とは読めず、むしろ「餞」字に近い。「賦」は「斂」に通じ、「斂」には死骸を収め葬る意味があるので、43は「賦儀頭」と判読し、喪儀頭を意味するものと考えたい。^⑦49を大日古は「土師槐取」とするが、三字目は「槐」よりは「桮」の字に近い。「土師桮取」と読むべきであらうか。60を大日古は「味淳瀧口」と読むが、二字目は「原」ではなく「淳」である。この「味淳瀧口」は『統紀』天平宝字二年七月庚戌条にみえる「味淳瀧丘」と同一人物であらう。^⑧62を大日古は「彈正川邊」とするが、原文書では「彈正巡邊」である。また、さいいなことではあるが、大日古の98「肥後介」は「肥後介」に、100の「安倍里万呂」は「安倍黒万呂」にそれぞれ訂正すべきであらう。

B 歴名にはこのほか、一度書いた文字を重ね書きによって訂正した個所が多くみられる。判読できる限りにおいて重ね書き部分の補正例を示すと、「掃守」を「加茂」に訂正した16、「大佑」を「大允」に訂正した27・30・44、「佑」を「允」に補訂した34、「葛万呂」を「久須万呂」に補訂した39、「大丞」を「少丞」に補正した52、「佑」を「令史」に訂正した53・55、「内薬」を「典薬」に修正した60、「對馬」を「但馬」に訂正した101、「大尉」を「大志」に訂正した103、「左」を「右」に補正した105・108などの例をあげることができる。

以上の判読試案を考慮に入れた上で、野村・早川両氏の指摘をもふまえつつ、B 歴名の特徴をまとめてみよう。

- (1) この歴名に記載される人名には、20にみえる「无位」を例外として、位階と姓(カバネ)が記されていない。
- (2) 列举される官名には勅任・奏任・准奏任(15の内舍人)・式部判補(10の但馬史生と102・109の三川史生)の四種がある。式部判補の国史生が記される点は特異であるが、勅任官と奏任官を区別せずに列記する点は、後世の大間書の書式と等しく、前述したA 歴名の推定原形とも同じである。

(3) 官名の記載順は文官の京官から外官・史生に及び、最後に武官・史生(墨抹)を載せている。武官の歴名三行分が文官の歴名より一字上げて書かれているのは、文官と武官を区別しようとする意識のあらわれであろう。文官・武官の末尾に史生を載せる点を除き、官名配列は後世の大間書とおおむね一致する。

(4) ただし、7大中弁の次に8外少記を記すこと、25大監物の次に26大内記を記すこと、79下野掾の次に80美濃守を記すことは、職員令や大間書の記載順と一致せず、官名記載の順序に一部乱れが存在する。

(5) 神祇官の副・祐・史を「輔」「佑」「志」と書き(1~5)、内薬司・主礼司(内礼司)・賦儀司(喪儀司)の長官たる正を「頭」と記し(36・38・43)、寮の判官の多くを「佑」と書いて「允」に訂正する(27・30・34・44)など、カミ・スケ・ジョウの漢字表記が不正確である。また、少外記が8「外少記」、内礼正が38「主礼頭」と書かれている。これらは早川氏が指摘するように、耳で聞いたままを筆録した聞書的な記載であることを示している。これらのほかにも、

「掃守」と書いて「加茂」に訂正した16、「葛万呂」と書いて「久須万呂」に訂正した39、「對馬」と書いて「但馬」と訂正した101などは、聞書にもとづく誤記といえるし、神祇を「神」と書く1や掃部を「掃守」と記す53も聞書に近い官名表記とみられる。

(6) ただし、B歴名にはこのほか内匠員外助を35「内匠員助」、海犬甘・縣犬甘を64「海犬」・77「縣犬」と書くような省略表記もみられ(7の「大中弁」もその一例に含みうるか)、重ね書きによって、大丞を少丞、佑を令史、内薬を典薬、大尉を大志、左衛士を右衛士、左兵衛を右兵衛に訂正した例も多い(52・53・55・60・103・105・108)。オホイとスナイ、ジョウとサカン、ヒダリとミギなどはそれぞれ音声でははっきり異なるから、これらの誤記・訂正は聞書では説明できない。

以上がB歴名の特色である。早川氏はこのうち(5)の特徴に注目して、B歴名の聞書文書としての性格を重視するが、B歴名には(6)のような特徴もあるので、聞書文書である点のみを強調するのは問題であろう。翻ってB歴名を見渡してみると、聞書的な記載は101但馬(對馬)史生を除けば、44主計大允(大佐)までで終わっており、大と少、佑と令史、左と右などの誤記・訂正は52(大蔵)少丞(大丞)以降に出現する。このことはB歴名のうち、44前後までは聞書を中心に作成されたのに対して、それ以降は別の方式で筆録されたことを示唆している。

大と少、佑と令史、左と右などを誤記する場合としては、大間書のような書式の文書を抄出することが考えられる。大間書では各官司ごとに闕官名が列記されていたから、大丞と少丞、佑と令史、左衛士府と右衛士府などは、隣接した個所に書かれている場合が多かった。こうした大間から任官決定者のみを抜き出す場合、前後に書かれた文字に引きずられて、大丞と少丞、佑と令史、左衛士府と右衛士府などの文字を誤記することはありうることであろう。したがって、B歴名の作成過程は次のように推測することができる。すなわち、44前後までは主として大間風の文書を読み上げる声を聞きながら筆録したのに対して、それ以降はその文書を実見しながら書写したのであると。B歴名が単純な聞書文書ではなく、も

とになる文書を披見しながら筆録した部分もあったことを確認しておきたい。

ところで、B 歴名に国史生がみえているのは、後世の大間書とは異なる点であるが、101 但馬史生と 102 三川史生が文官の末尾に記され、109 三川史生が武官の末尾に記載・墨抹されていることを思うと、奏任官以上を列記した大間書の文書とは別に、史生だけを記した任官名簿が存在し、この二つの文書を聞書あるいは転写しながら、B 歴名が作成されたことが推測される。森田悌氏は B 歴名に史生が記されている点から、これを除目の場での傍聴録とみる早川説に疑問を呈し、官名表記の不正確さは聞書ゆえではなく、私的文書ゆえの特徴であると論じた^⑩。しかし、B 歴名の主体が奏任官以上の名簿であり、その背景に大間書のな任官文書が想定しうることは、早川氏の指摘する通りである。また、B 歴名の前半部に聞書的な記載があることも否定できない。傍聴録であるかどうかはともかくとして、史生が併記されている点のみから、B 歴名の聞書的な性格や、奏任以上の任官関係文書としての側面を、完全に否定してしまうのは問題であろう。

さて、A B 歴名が聞書と転写によって作成された八世紀の任官関係文書であるとすると、これを後世の「除目聞書」の先駆的文書とみた早川説は成立するであろうか。管見によると、除目聞書の初見は『小右記』寛弘八年（一〇一一）二月二日条に、

辰始許、聞書除目、資平・大外記敦頼等送之、即資平從内罷出云、遅明諸卿上受領拳策、聞書除書、常陸守藤原通経、後書送云、藤原信通、又小選^{〔云カ〕}、猶通経云々、此間縦横、其心齷結、莖説之、執筆人誤通経書信通、仍被仰清書上被改書通経云々、竝初除書、大失錯也、

とある記事で、除目入眼・清書の翌朝、大納言藤原実資のもとに養子の藤原資平（ときに侍従）および大外記菅野敦頼から、聞書除書（あるいは聞書と除書）が送られてきている。しかし、この記事でさえ A B 歴名の時代からは約二五〇年ものちのものであり、除目聞書が八世紀にまで遡ることを保証するものではない。また、除目聞書のことには『西宮記』や『北山抄』などにもみえず、一〇世紀以前の任官儀礼に一般的に用いられた文書であるとは考えられない。さらに、後世の除目聞書

には、A B歴名にみられたような官名配列の一部の乱れや、官名・人名の略記・転倒や聞書表記がまったく存在せず、A B歴名の源流とみるにはやや問題を残している。そもそも除目聞書の実態には未解明の部分が多く、それが文字通りの「聞書」であるのかどうかさえ明らかではない^⑩。ただ、平安末期の史料をみる限り、除目聞書はまったく私的な文書というよりは、広い範囲への配布を前提とする公的な性格の強い文書であったと思われるのである^⑪。

いったい、早川氏の除目聞書説は問題提起的な一仮説であって、八世紀に大聞書と深く関わる任官文書が存在したことを論証した点にこそ、早川氏の大きな功績を認めるべきであろう。その意味では、必ずしも除目聞書にこだわらず、これに代わる任官関係文書を探し求めることも必要である。A B歴名の諸特徴とよく一致する文書で、『西宮記』や『北山抄』にも記載のある任官文書は存在しないのであろうか。そこで以下、早川氏が言及されなかった任官関係文書を求めて、平安時代の任官儀礼を検討してみたいと思う。

- ① 田中卓A「所謂「上階官人歴名」について」(『続日本紀研究』三一
二、一九五六年)、同B「唐風官名よりみたる仲麻呂政権の実体」(『社
会問題研究』六一、一九五六年)。

- ② 野村忠夫A「所謂「上階官人歴名」断簡私見」(『続日本紀研究』三
一五、一九五六年)、同B「所謂「上階官人歴名」断簡補考」(『続日
本紀研究』三一七、一九五六年)。

- ③ 武藏国は宝龜二年(七七二)に東山道から東海道に改属された(『統
日本紀』宝龜二年一〇月己卯条)。

- ④ 八世紀の鎮守府は陸奥國府と同じ機構内にあり、國府の被官として扱われていた。中央武官とは異なるこうした特性から、鎮守府の判官は東山道諸國の末尾に記載されたのであろう(野村忠夫注②A論文七頁参照)。

- ⑤ 田中卓注①B論文二二頁、および野村忠夫注②B論文三頁は、天平

宝字三年七月丁卯に石川豊成は左中弁に再任されたと解釈している。

- ⑥ 短期間で左(右)中弁から右(左)中弁に転任した例として、天応元年(七八一)五月の紀家守(一八日後)、延暦六年(七八七)九月の大伴弟麻呂(約九ヶ月後)をあげることができる。

- ⑦ 『大日本古文书』の43「贓贖頭」が「諸陵頭」または「喪儀頭」の誤記であろうことは、すでに早川庄八氏が指摘している。

- ⑧ 新日本古典文学大系『続日本紀』三(岩波書店、一九九二年)二五七頁の脚注一四は、味淳瀧丘と味原瀧口とは「同一人物か」と推定している。

- ⑨ 『続日本紀』天平元年五月庚戌条の太政官処分によると、式部判補の諸国史生や僚仗等が赴任するさいには、「関司勘過」を語を記した式部省符を下していたが、この語は弁官でなければ使えないので、今後は補任ののち交名を具注して弁官に送り、弁官から諸國に符を下す

ようにせよとある。天平元年以降、式部省が諸國史生等の補任名簿を作成し、これをもとに弁官から任符が下されていたことがわかる。

⑩ 森田憐「書評 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(『法制史研究』三二、一九八三年)。

⑪ 寛弘八年二月二日の早朝、藤原実資のもとに「聞書除書」が送られてきたことは前述したが、この前日の除目において実資は入眼まで立ち会わず、物忌のために子二刻に退出している(『小右記』)。除目聞書のことは『中右記』にも散見するが、注目すべきことに、藤原宗忠が除目聞書を披見しているのは、宗忠が前日の除目入眼を所勞のために途中退席したときに限られていた(天永二年一月二八日条、大治二年正月二〇日条、同四年一〇月九日条、同五年一〇月五日条)。こうした事実、公卿や弁官にとって除目聞書とは、大間への入眼や清書以前に退出した場合のみ、披見すべき文書であったことを示している。これと関連して興味深いのは、入眼・奏上のおわった大間が清書上卿に下給されるさい、殿上において公卿・侍臣が大間を披見したことが、『中右記』にたびたび記されることである(嘉保二年正月二八日、康和四年正月二三日、同五年二月三〇日、長治二年正月二七日、嘉承二年正月二六日、天仁元年正月二四日、元永元年正月一日、保安元年正月二八日、大治四年正月二四日、長承二年正月二九日の各条)。清書の直前に公卿以下が殿上で大間を披見することは、『江家次第』にもみえる。院政期にはこのように、除目の終了まで立ち会った公卿や侍臣は、清書の直前に大間を突見する機会があり、このときに除目の結果を知ることができたのである。したがって除目聞書とは、何らかの事情で大間を披見できなかった公卿・侍臣あるいは堂上公家などに、その日の除目結果を速報するために作成された文書と推測され、その場合の「聞書」とは耳で聞いて書きとめるという意味

ではなく、突見することなく間接的に聞知するという意味で用いられているのであろう。

⑫ 『玉葉』建久二年(一一九一)一月五日条によると、この日の京官除目で藤原高能が拜任されたが、除目終了後に勅定を伝える使者が到来したため、高能の名は削除されてしまった。しかし、高能拜任のことは「上卿・参議・外記之外、未及聞書、他人不知」のため、それほど支障はなかったという。注⑩に述べたことも関連するが、除目聞書とは除目の場に居会わせた少数の官人以外の「他人」に、除目の結果を知らせるための文書であったことがわかる。また、宮内庁書陵部所蔵の壬生家旧蔵『叙位除目関係文書』には、室町時代の叙位聞書や除目聞書が多数収録されているが、明応三年(一四九四)の叙位関係文書のなかに、正月六日付けの「叙位聞書支配」なる文書が存在し(114)、同様の文書は明応二年の叙位関係文書のなかにも見出すことができる(108)。ただし表題は「叙位聞書」。二つの「叙位聞書支配」は、禁裏をはじめ一条殿・二条殿・近衛殿・鷹司殿など三〇教家から四〇教家におよぶ堂上公家名を列記し、そのうちの大半に勾点を付したもので、明応二年のものには「廣橋」と書いて黒抹し、「内記也、不及遣聞書者也」と注記した箇所があるから、これらが叙位聞書を差遣すべき家々のリストであったことが推測される。室町時代には、叙位議の結果を記した叙位聞書が、禁裏や堂上公家に配布されていたのである。こうした慣行の起源は不明であるが、『平家物語』巻四、通乗之沙汰や『源平盛衰記』巻二七、周武王誅村王事、同書巻三六、福原除目事、『吾妻鏡』寿永三年(一一八四)四月一〇日条などにみえる記事からは、除目聞書(除書)が公卿や侍臣に限らず、より広範な家々に配られていたことがうかがえるので、堂上公家への叙位聞書・除目聞書の配布は、平安末期にまで遡ると考えてよいのではないか。

二 平安時代の任官儀礼と召名・下名

平安時代の任官儀とそのさいに用いられる文書については、『西宮記』以下の儀式書に詳しく記されているが、除目詮擬のために準備される諸文書のこととはひとまずおくとして、除目の結果を記載するために作成された文書について考えてみたい。除目が終了したのちの任官儀礼は、除目清書と除目下名の二つに分けることができる。このうち除目清書は、内裏宜陽殿南廂の議所において行われたが、除目下名については、『西宮記』が太政官庁で行われる儀と内裏南殿で行われる儀とを併記しているのに対して、『北山抄』と『江家次第』は太政官庁儀のみを載せている。そこでまず『西宮記』を中心に、一部『北山抄』と『江家次第』で補いつつ、議所における除目清書の次第と、太政官庁における除目下名の次第を簡単にまとめておきたい。

〔除目清書〕

- (1) 除目の詮擬が終了し、すべての任官者名が大間に記入（入眼）されると、執筆の大臣は大間の末尾に日付けを書き入れ、これを天皇に奏上する。
- (2) 大間が天覧から返給されると、清書の上卿が大間を読み上げ、これを参議が清書する。あるいは参議一両が大間を放ち（大間の継目を離し）、相分かれて清書する。
- (3) 清書が終わると、外記が大間を続け（大間の継目を継ぎ直し）、上卿が清書（召名）を奏上する。
- (4) 清書（召名）のほかには下名も記されるが、下名は奏上せず、大間とともに議所に留められる。

〔除目下名〕

- (5) 下名上卿が内裏の議所に着し、二省（式部省・兵部省）の丞を召して、下名を給う。
- (6) 上卿は参議以上を率いて太政官庁に移り、清書（召名）の筈をもった外記がこれに従う。

(7) 上卿が「大納火の官を、式の省・兵の省に名付給て、候はしむる人等將いて参来」と宣すと、太政官庁南門より弁・少納言・外記・史・二省輔以下が参入する。

(8) 上卿は二省の輔に召名(清書)を給う。輔は二省の録に召名を授けて、これを読み上げさせる(もし黄紙があれば、丞に授けて読み上げさせる)。名を召された者がその座にあれば、立ち上がって唯と称す。

(9) 儀式が終わると、召名(清書)の正文は二省から外記に渡され、外記は一通を写して任符所に、さらに一通を写して藏人所に進上する。

以上が内裏議所における除目清書と太政官庁における除目下名の次第であるが、二つの儀式のなかで作成もしくは利用された文書は、大間(大間書)・清書(召名)・下名の三つであったことがわかる。このうち大間は京官・外官・武官の順に闕官名を列挙した巻物で、除目詮擬が終了すると、闕官名の下空白部に任官者の位階・氏・姓・名が記入された。また、清書(召名)は大間から①勅任官、②公卿の兼官兼国、③奏任官を書き出し、それぞれの官名・位階・氏・姓・名を列記した文書で、①勅任除目(黄紙に書く)は「勅」と書き出し、②奏任別紙除目と③奏任除目(ともに紙屋紙に書く)は、いずれも「太政官謹奏」と書き出すことになっていた。大間(大間書)や清書(召名)は早川氏の研究にも詳しくとり上げられ、多くの事実が明らかにされている。

しかし、一方の下名に関しては、辞典類以外にまとまった専論がなく、『西宮記』以下の儀式書の記述からも、その具体的な用途をうかがうことができない。ただ、(a)太政官庁への参入に先立ち、議所において上卿から二省丞に下名が下給されている、(b)下名を授けられた二省丞は太政官庁南門に向かい、二省輔以下と合流している、(c)太政官庁内の上卿が「大納火の官を、式の省・兵の省に名付給て、候はしむる人等將いて参来」と宣したのちに、弁を先頭にして二省輔以下が参入している、などの点から考えて、下名とは式部・兵部の二省が任官式場に参入する以前に、南門外で任人を点検するさいの名簿と関わりがあるのではないかと推測される。

下名の書式については、前田家卷子本の『西宮記』巻二、除目に、

下名様、給二省下名、書了不奏、武官准之、
参議已上不入、以藏大間人々抄出也

四位

姓朝臣

五位

姓朝臣名

初位已上

姓名、已上不過四五人、

年月日 已上新紙、外記請自藏人所、

とあり、参議以上を除く四位以下の任人名を、文官と武官とに分けて、各位それぞれ四・五人以内ずつ大間より抄出するという。また、大間や清書とは異なり、下名は奏上する必要がなかった。下名の書様は『江家次第』巻四、除目にもみえているが、ここでは四位・五位・六位の任人が各三名ずつ抄出され、四位は「藤原朝臣々々」、五位は「橘朝臣々々」、六位は「紀々々」と表記すると定められており、これを『西宮記』の人名記載法と比べると、四位の任人の名を明記する点が異なる。しかし、いずれにしても『西宮記』と『江家次第』にみえる下名が、大間から一部の任人名を抄出した名簿であったことは確かである。

ところで前述のように、本来の下名が参入前に任人を点検するための名簿と関わりとすると、任人名の一部だけを抄出した下名ではほとんど役に立たず、『西宮記』や『江家次第』に載せる下名の書式が、形骸化したのちのものであることを推測させる。そこで注目すべきは、次の二つの記事であろう。

① 除目下名、往代天皇出御南殿、有召唱之儀、中古以来、於官庁若外記庁行之（『江家次第』巻四、除目）

⑩ 参議以上兼国、白紙別紙、書太政官謹奏、(中略) 齋宮寮頭以六位申請者、書從五位下、其後給位記、下名不必書人、〔入〕 盡可書歌、〔出〕 御出時、〔上〕 参議以上不載、『北山抄』卷六、除目清書事)

まず①によると、往代の除目下名は内裏南殿に天皇が出御して行われたもので、太政官庁や外記庁で行われるのは後世の制度であるという。また⑩によると、六位の者が齋宮寮頭に任じた場合、清書(召名)には從五位下と書き(あとで從五位下の位記を發給する)、下名には必ずしも齋宮寮頭を記入しない、ただし天皇出御の場合は、参議以上を除く任人名をことごとく書入れるとある。①と⑩を合わせ考えると、天皇が内裏南殿に出御して挙行された本来の除目下名の儀では、下名は省略せず公卿以外の任人全員の名前を列記したことがわかる。そして、公卿以外の任人名をすべて記載した名簿であれば、これによって南門外に参集した任人を点検することが可能となろう。要するに、『西宮記』や『江家次第』にみえる任人の一部のみを抄出した下名の書様は、多分に形式化・形骸化した後世の姿を伝えるもので、往代の南殿儀で用いられた本来の下名は、参議以上を除く任人全員の名前を列記したものであったことになる。

さて、このように本来の下名が公卿以外の任人を列挙した任官文書であったとすると、これこそ正倉院文書のA B歴名と関わるものとして注目される。ただし、『西宮記』や『江家次第』にみえる下名の書様では、四位および五位の任人(カバネ)が付されており、この点が姓を記さないA B歴名とは大きく異なる。また、両書所載の下名書様には官名が書かれていない点も気になるところである。そこで以下、下名の実例を検討してみることにはしたい。まず、『本朝世紀』永治二年(康治元年、一一四二)正月二十七日条には、次のようにある。

廿七日辛酉、下名也、加任之輩廿余人、上卿権中納言藤実光卿、使左中弁藤資信清書、参議不参故也、

神祇権大祐大中臣親隆 少外記清原季弘、治部丞、 中原安俊、音博士、

権少外記清原景兼、出納、 右少史中原宗遠、民部丞、 中原義盛、文章生、

内舍人藤原仲清 大宮少進源頼盛 式部少允藤通能、縫殿助、

藤原信兼、元諸駿助、
 縫殿助藤原頼重、土御門 大学権助藤定憲
 諸陵助藤宗清、成通卿奏之、
 内匠少属春日正友
 主計少允菅行宣

主税少属中原貞清

大膳少進中原季貞、明法等、

典藥助藤信重、文章得

修理少進菅野頼経、元大膳

勘解由判官紀宗綱、内舍人隨身

左衛門少尉藤惟俊、文々、

少志佐伯義仲、元主計少属

右衛門権少尉平惟繁、元右兵衛尉

少志惟宗盛親

左兵衛少志中原重清

右馬允藤経澄

兵庫少允平宗頼、

大官法

永治二年正月廿七日

『本朝世紀』の除目清書の記事と除目下名の記事のあとには、それぞれ任人の歴名が掲げられている場合が多いが、前者は清書(召名)の写し、後者は下名の写しを書き添えたものと考えられる。永治二年正月二七日条の下名には、「加任之輩廿余人」を加えて、計二七名の文官および武官が列記されているが、いずれも位階と姓(カバネ)を付さず、官名と氏名のみが書かれている。このように位階と姓を略した文官・武官の歴名は、一見ただでA B歴名との類似性を思わせる。また、正月二三日条に掲げられた召名の写しと比べてみると、召名の「太皇太后宮少進」「右馬少允」を下名は「大宮少進」「右馬允」とするなど、下名の方には官名の略記や聞書の記載が目立つ。こうした点においても、A B歴名の特徴と通じるところがあるといえよう。

次に、『本朝世紀』康治二年(一一四三)正月三〇条の「下名」には一〇名の任人が記されているが、やはりいずれも官名を冠し、位階と姓(カバネ)は略されている。このうち、下総守源親方・若狭守高階泰重・阿波守藤原頼佐の三名は従五位下であったことが、正月二七日条の召名から確認できるので、五位の任人であっても姓が省略されていることになろう。また、召名にみえる主計少属・主税少允・大膳少進・修理少進が、下名では「少」字を省いて主計属・主税允・大膳進・

修理進などと書かれ、召名にみえる「元兵部録」「同皇后宮侍」「元阿波守」という尻付が、下名では「元兵部」「同皇后宮」「元阿波」と略記されている。さらに、召名においては①大膳少進、②典薬助、③修理少進、④勘解由主典の順に正しく配列される官名が、下名においては②④①③の順番で掲げられている。下名の方には前述したA B 歴名と同じく、官名配列の一部に乱れがあるといえる。

第三に、『本朝世紀』久安二年（一一四六）正月二六日条の「下名」でも、人名に位階・姓（カバネ）は記されず、「中務〃〃」「右衛門志」「右兵衛志」などの官名略記がみられ、「中務〃〃」と「権少外記」とは記載順序が入れ替わっている。また、召名にみえる「式部少丞藤原遠信」の名を、下名は「遠宣」と書いており、これは「トホノブ」を聞書によって表記したためと考えられる。こうした聞書的な記載がある点でも、下名とA B 歴名とはよく似ている。『本朝世紀』にはこのほか、久安二年（一一四六）二月二四日条や同三年二月一日条、同年（一一四六）二月二八日条にも下名の写しがみえ、これらの下名にも上述のような特徴がほぼ共通して認められる。また、『中右記』保延元年（一一三五）二月二六日条にも、任人九名を掲げた「下名」が記されるが、この下名も基本的には『本朝世紀』所載の下名と変わるものではない。

さて、以上のような下名の実例をみたあとで、改めて『西宮記』の下名の書様をながめてみると、『西宮記』のそれは「下名様」とはいいながら、実は下名における人名表記の原則を位階ごとを示したものにすぎないことがわかる。すなわち、下名の具体的な書式は『西宮記』以下の儀式書には明記されておらず、とりわけ下名の写しの書様については、前述した下名の実例などから考えてゆくほかはないのである。そこで先述したところから、平安末期の記録類にみえる下名の特徴をまとめると、次のようになる。

- (1) 文官・武官の全任人中から一〇〜二〇名程度を抜き出し、その官名と人名を列記している。
- (2) その人名には位階と姓（カバネ）が記されていない。
- (3) 官名表記や人名表記にはまますべて略された箇所があり、官名配列の一部にも乱れが認められる。

(4) 聞書によって表記したと思われる記載が存在する。

このうち、(1)を除く(2)～(4)の特徴は、前述したA B歴名のそれとよく一致しているといえよう。また、一〇世紀以降の下名は(1)のように任人の一部を抄出したものであったが、本来の内裏南殿儀で用いられた下名は、参議以上を除く任人のすべてを列記したというので、参議以下であれば大弁や衛府督などの勅任官であっても記載したはずである。その意味では、形式化する以前の本来の下名は、あらゆる面においてA B歴名とよく一致しており、A B歴名が下名の源流である可能性を示唆している。A B歴名については、これを除目聞書の先駆形態とする早川庄八氏の研究があるが、前述のように除目聞書説には問題点が多く、除目下名の方がより一般的な任官文書と思われるので、私はA B歴名を八世紀の除目下名の案文もしくはその写しとみる仮説を提唱したい。

正倉院文書のA B歴名を除目下名の先駆的文書とみると、B歴名に但馬史生や三川史生が記されていることが問題となろう。下名は参入以前に任人を点検する名簿であったから、八世紀の任官儀には史生も参列することになっていたのであろうか。ただし前述のように、史生は別の名簿から追加記入されたと思われるので、必ずしも奏任官以上と史生とを同列に論じることができない。早川氏のいうように、史生はたまたま同じ日に補任されたので併記されたとも考えうるし、また任符発給のためのリストとして下名の案文・写しに史生を追加記入したとも考えられる^③。この点については結論を保留せざるをえないが、いづれにしても、A B歴名の主体が奏任官以上の名簿であることは否定できず、これを除目下名の源流とみることに大きな不都合はないであろう。

下名は一〇世紀にはすでに形式化していたので、『西宮記』以下の儀式書にも詳しい作成過程が記されていない。『本朝世紀』康和元年（一〇九九）正月二三日条や同年一月一四日条の召名の写しでは、「下名加」「下名加之」と尻付された任官者がみえ、こうした尻付は同書所載の康治・久安年間の召名中にも頻出するので、一一世紀末には召名中から人名を抽出して下名を作成していたことがわかる。しかし、『西宮記』が下名の書様に注記して「大間に載せる人々を以て抄出す」

というように、一〇世紀にはいまだ大間から任人名を抄出することが行われていたらしい。本来の下名が参議以上を除く勅任官・奏任官すべての任人名簿であったとすると、こうした下名は召名からは作りにくく、大間から書き写したとみる方が理解しやすい。本来の下名は清書(召名)と同様、大間をもとに作成されていたものと考えられる。

『西宮記』によると、清書(召名)の作成方法については、上卿が大間を読み上げ参議が聞書する方式と、参議一両が大間を放ちて書き写す方式の二つが併記されていたが、下名の場合も大間をもとに官人一両が、聞書および騰写の両様を駆使して作成したのであろう。B歴名にみられた聞書的な記載および騰写ミスによる誤記は、こうした複雑な作成過程を物語っているものと思われる。いずれにしても、A B歴名が八世紀の下名であるとすると、召名や下名のもととなった大間も八世紀には存在していた可能性が高く、この点については、本稿においても早川氏の卓説を支持したいと思う。

① 保元四年(平治元年、一一五七)正月二十九日の『大間書』(群書類従卷一一〇所収)は、近江国の「捺」のところで切断された痕跡をも

ち、「捺」字の下方に「此所如此捺ノ字半分殘シテ切續タル續目也、執筆沙汰也歟」と注記されている。継目の分離と再接続の痕跡を残す大間書といえよう。

② 土田直鎮氏や藤木邦彦氏も、紫宸殿に天皇が出御して行われた本来の任官式では、下名は省略せずに任人全員の名を記したと述べている。

『国史大辞典』二(吉川弘文館、一九八〇年)および『平安時代史事典』上(角川書店、一九九四年)の「下名」の項。

③ 式部省から送られた諸国史生等の交名をもとに、弁官から諸国に任符が下されたことは、第一節注⑥に述べた。また後世の史料ではあるが、『朝野群載』卷二二、諸国雜事上、治安四年(万寿元年、一〇二四)七月九日上野介藤原家業申文には、下名に依拠して任符を発給する例がみえている。

三 太政官庁任官儀と内裏任官儀

前節では、『西宮記』にみえる除目下名が形骸化したのちのものであることを述べた。下名ほどではないが、同じような形式化の端緒は除目清書(召名)についても指摘することができる。すなわち、『西宮記』所載の勅任除目(黄紙)の書式中には、「彈正台 尹四品ム親王、親王昭人舅也、更可注別黄紙、兼國同之、或入一紙。」「上総国 太守四品ム親王、可別。」とあり、彈正尹・上総太守

などの親王任官や親王兼国があった場合には、臣下の勅任黄紙とは別に親王の黄紙を準備するという。ただし、『西宮記』は「或いは一紙に入る」とも注記しているから、一〇世紀後半には、親王の勅任除目および兼国除目を臣下の黄紙中に併記する場合もあったらしい。ついで『北山抄』には、「親王・公卿各有別紙、而近例不然、若有南殿儀、必可別書、依唱人異也、親王兼国又黄紙別紙」とあり、一一世紀前半の「近例」では親王の黄紙と公卿の黄紙とは区別されていなかった。しかし、南殿儀が行われる場合には、除目(召名)を読む人が異なるため、親王と公卿とは必ず別々の黄紙に書くともあり、親王と公卿の黄紙を区別することが、本来の南殿儀に対応するものであったことがわかる。その意味では、親王の黄紙と公卿の黄紙とを「或いは一紙に入る」とする『西宮記』の記載は形式化の端緒を示しており、本来の南殿儀における勅任除目の書法からはやや乖離しはじめていると評価できよう。

さて、除目下名と勅任除目の書法に関する以上の事実は、本来の内裏任官儀に比べて、後世の太政官庁任官儀には、形骸化した儀礼が多く含まれていることを示唆している。そのような眼で、『西宮記』所載の南殿儀と太政官庁儀とを比較対照すると、その細部において次のような相違点が認められる。

- (一) 南殿儀では天皇の出御が明記されるが、太政官庁儀では天皇の出御が明記されない。
- (二) 南殿儀では内侍が除目を大臣座前の案上に置くが、太政官庁儀では外記がこれを置く。
- (三) 南殿儀では少納言・弁・二省が任人を率いて参入するが、太政官庁儀では任人の参入が明記されない。また、太政官庁儀では少納言・弁のあとに外記・史が加わる。

(四) 南殿儀では二省輔が召名を読み、任人がこれに答えて称唯し拝舞する。また、不参者があれば二省録が代わって称唯する。太政官庁儀では二省録が召名を読み、任人がその座にあれば立ち上がって称唯する。また、太政官庁儀では不参者の代称は明記されていない。

以上のように、天皇出御の有無と関連して、南殿儀と太政官庁儀にはいくつかの異なる点があるが、とりわけ注目され

るのは(三)(四)の相違点で、南殿儀においては任人が必ず参入したのに対して、太政官庁儀においては当日の職掌と関連して列座している任人を除いて、任人一般の参入は定められていなかったことがわかる。『江家次第』が端的に「南殿儀、二省率任人参入、官庁儀、不必引任人、只二省録披召名而唱之耳」と述べるように、太政官庁儀では必ずしも任人の参入がなく、二省録の召名唱名のみが行われたのである。太政官庁儀において、任人の一部のみを書いた下名や親王と公卿を区別しない召名が用いられ、召名を読唱する官人が二省録でよいとされ、不参者の代称が規定されていないのは、すべてこの儀に任人の参列が前提とされていないためであろう。

このように任人の参列のない形式化した太政官庁での任官儀は、『西宮記』以降さらに形骸化の度を深め、召名唱名の儀はほとんど有名無実の方向へ向かった。『北山抄』卷六には「近例、式部召両三人之間、上卿起座退出」とあり、式部録が召名によって二、三人の任人名を読むと、上卿は座を起ち退出したという。『小右記』正暦四年(九九三)正月一四日条には、「召除目并下名、(中略)兩三召間、上卿起座退出、余相統退出、待読了可退出也、而近代如之云々」とみえ、こうした変化はすでに一〇世紀末には現われていた。さらに、『台記』保延二年(一一三六)十一月一〇日条によると、この日の除目下名で上卿の藤原頼長から二省に召名が下給されたが、式部はいっこうに召名を読み上げようとせず、頼長から「読上マネヲセヨ」と督促されて、ようやく二、三許りの名を読み上げたという。一二世紀前半には、二省が召名を読唱することさえ行われなくなっていたのである。太政官庁における任官儀は任人の参入が前提とされていないがゆえに、次第に簡略化・形骸化の道を歩んだといえる。こうした形式化は一〇世紀後半にはすでに一定の段階に達していたのであり、『西宮記』を通して任官儀の実態を考える場合には、この点に注意しておく必要がある。

それでは『西宮記』以前の任官儀はどのようなものであったのか。もっとも基本的な任官文書たる大間書が寛平一〇年(昌泰元年、八九八)まで遡ることは、玉井力氏によって指摘されているが、『西宮記』卷二「除目の勘物には「列見・除目・下名同日行例、(昌泰三年二月十日、^一略)」とあるので、昌泰年間には下名も存在していたことがわかる。一方の清書(召名)について

は、『類聚符宣抄』巻八、任符事に引く仁和元年（八八五）一〇月一三日宣や同二年二月一五日宣などに「去月廿九日召名」「去仁和元年八月廿九日召名」などとみえ、『三代実録』仁和元年九月二日条に「以藤原道忠為少内記、加載去月廿九日除書」とあり、さらに『除目抄』が「太政官謹奏之別紙」の書様に関して、承和已後と嘉祥以後の区別を論じているから、仁和・嘉祥から承和にまで遡及することができる。大間書や清書（召名）・下名にもとづく任官儀は、九世紀後半にはすでに整えられていた可能性が強いのである。

しかし、そうした断片的な手がかりではなく、九世紀任官儀の全体像を伝える良質の史料が残されている。従来の研究ではあまり注意されていないが、『内裏式』の任官式と『儀式』の内裏任官儀とがそれである。まず、『内裏式』下巻の任官式にみえる儀式次第を簡単にまとめると、次のようになる。

- (1) 弁官・式部・兵部が応任者を率いて承明門外に伺候する。
- (2) 参議已上は升殿し、近衛が階下に陣を引き、所司が承明・建礼両門を開く。
- (3) 大臣が「弁官を式部・兵部に歴名給て、候しむる人等率て参来」と宣す。
- (4) まず親王が東西に相分かれて参入する（参議以上は唱計の限りにあらず）。
- (5) ついで少納言・弁官・二省卿が任人の五位已上を率い、丞・録が六位以下を率いて参入する。
- (6) 大臣が除目を二省卿に付ける。卿はそのうち輔の唱すべき除目を輔に付ける。
- (7) 卿が親王の除目を唱すと、親王が称唯し（不参者は録が代称する）、そのうち拝舞・退出する。
- (8) 輔がその余の除目を唱すと（参議已上兼国者があれば先ずこれを唱す）、被唱者は位列に就き、そのうち拝舞・退出する。

『内裏式』の式文中には、「承明門」「宣陽門」「建礼門」「長楽門」などの門名がみえ、参議已上が殿上に侍し、近衛が陣を引くとあるので、これが内裏南殿に天皇が出御して行われる任官儀を規定していることは疑いない。そして、先に掲げた式次第をながめると、(1)に応任者が承明門外に伺候するとあり、(4)に参議以上は唱計の限りにあらずとあるから、内

裏南門たる承明門以南において任人の唱計が行われていたこと、および参議以上は唱計の対象ではなかったことが確認できる。また、(6) (8)にみえるように、『内裏式』では式部・兵部二省の卿が親王の除目を読み、二省の輔が参議已上兼国除目やその余の除目(奏任除目)を読むとされていた。^③

このように『内裏式』の任官式は、内裏南門外における任人の唱計や、内裏殿庭における任人の唱名を定めており、奏任別紙除目や奏任除目のほか、親王の除目が存在したことを明記している。前述のように『西宮記』や『北山抄』は、天皇の出御する内裏任官儀では、除目を読む者が異なるために、親王の勅任除目と臣下の勅任除目とは別々の黄紙に書くこと述べていたが、『内裏式』には式部卿が特別に親王の除目を読み上げることが規定されているのである。『西宮記』等からうかがえた内裏南殿における任官儀は、『内裏式』の任官式中により純粋な形で残されているのであり、本来の内裏任官儀は平安初期の弘仁年間まで遡ることが知られる。

『内裏式』と同様の任官式文は『儀式』巻八の内裏任官儀にも定められている。両者を対比すると、『内裏式』が(4)で「親王東西相分先入立」とするところを、『儀式』が「文武官応任参議已上先入而立」とし、『内裏式』が「除目」と書くのを『儀式』が「除目簿」とするなど、一部に細かい相違点もあるが、両者の記載はおおむね同趣であるとみてよい。ただ、『内裏式』が内裏内の儀礼を中心に述べるため、任人の参入以前の次第を省略しているのに対して、『儀式』は参入以前の門外の動きにまで言及しており、内裏南門外での任人唱計の儀などについては、次のように、『儀式』の方により詳しい記述がみられる。

- (1) 大臣は日華門外に伺候する式部・兵部二省の丞を召して、「応任者名簿」を授ける。
- (2) 二省の丞は「名簿」を携えて建礼門以南に向かい、そこで列立する二省官人の列に復する。
- (3) 「名簿」が二省の丞から録、録から省掌に下給されると、省掌は「名簿」によって任人を唱計する(参議以上は唱計の限りにあらず)。名を唱された任人は称唯して趨進・列立する。

(4) 五位以上の任人および六位以下の任人は春花門より参入し、承明門下に列立する。

このように『儀式』は任人の参入に先立ち、大臣から二省に「応任者名簿」が下されることや、二省の省掌がこの「名簿」によって建礼門以南で任人の唱計を行うことを、比較的詳しく説明している。そして、『儀式』のいう「応任者名簿」が後世の下名に相当することは明らかであろう。前述のような理由から、『内裏式』には唱計の儀の詳細は記されていないが、『内裏式』にも応任者が承明門外に伺候することや、参議以上は唱計しないことなどは言及されているので、弘仁年間にも『儀式』のような任人の唱計が行われていたことは確実である。

以上、『内裏式』および『儀式』の任官式文を要約すると、九世紀の弘仁年間から貞観年間にかけて、次のような古式の内裏任官儀が行われていたことが確認できる。

I 日華門から参入して「応任者名簿」を授けられた式部・兵部の二省は、建礼門以南においてこの「名簿」を読み上げ、任官者の参集状況を点検した。これを任人の唱計という。ただし、参議以上は唱計から除外された。

II 任人が内裏殿庭に参入すると、二省の卿が親王の除目（除目簿）を読み上げ、不参者については録が代わって称唯した。ついで二省の輔が奏任別紙除目や奏任除目を読み上げた。名を唱された任人は列に就き、拜舞ののち退出した。

内裏任官儀に関する規定は『延喜式』にも散見し、太政官式に「凡内裏任官者、少納言・弁各一人、率式部・兵部行事、若於朝堂、即外記・史共預、書見、掃部式に「内裏任官、装束紫宸殿如常、但案一脚、立大臣座前置除目」とある。また式部式下の任官条には、やや詳しい式次第が載せられている。

任官

(1) 其日、太政官預仰省令候、于時丞一人依召参入、兵部 共参、大臣賜可任人歴名、其後於建礼門以南、唱計任人、参議已上未 在唱候、輔已下令持

版位、相率入候承明門外、(2) 或於太政官序及外記候序唱之、事見 儀式、(3) 若於省唱者、大臣召省付除目簿、輔若丞受還本局、令史生授録、

丞命録曰、令召省掌、録称唯、命史生喚省掌、史生称唯、召省掌一聲、省掌称唯、進就版位、丞命曰、率候人参来、省掌称唯退出、

即引入、輔若丞命曰、唱之、録起称唯、開簿唱、被唱者称唯、若不在者、省
掌代称唯、 畢引退出、

本条は(1)内裏や、(2)太政官庁および外記候庁、(3)式部省などで行われる任官儀を規定したものであるが、このうち(1)内裏儀には、大臣から二省の丞に「可任人歴名」が下給されたのち、建礼門以南において任人を唱計することが記されており、(3)式部省儀には、除目簿によって録が任人の唱名を行い、不在者については省掌が代称することが述べられている。

(1)内裏儀と(3)式部省儀には任人の参列が前提とされていることがうかがえよう。

一方、九条家本の弘仁式部式下断簡をみると、

任官

其日、太政官預仰式部令候、輔以下令持版位、候於門外、亦見
儀式、 若於省唱者、大臣召省授除目簿、(以下、延喜式の(3)とほぼ同じ)

とあり、延喜式文の(1)内裏儀を節略した記事と、延喜式文とほぼ同じ(3)式部省儀の記事が掲げられている。このうち、問題となるのは前者の記事のうち、式部輔以下が伺候したという「門外」の位置であろう。早川庄八氏はこの「門外」を朝堂院南門(応天門ないし会昌門)とみて、弘仁式文が定める任官の場は大極殿とその前庭であったと論じたが、これに対しては橋本義則氏の批判がある。^④ すなわち橋本氏は、弘仁式と相前後して編纂された『内裏式』が内裏での任官儀を定めていることからみて、弘仁式部式のいう「門」は内裏の門(承明門)と考える方がよいという。たしかに、『内裏式』に内裏任官儀が明記される以上、弘仁式が朝堂院での任官儀を規定していたとは考えにくい。弘仁式文の問題の記事が延喜式文の(1)内裏儀を節略した記事であったことから考えても、弘仁式にいう「門外」とは「承明門外」を意味するものとみるべきであろう。

早川氏は弘仁式文に唱計のことがみえず、参議以上を唱計から除外するという規定もないことから、弘仁式の編纂から延喜式の編纂にいたる約一世紀の間に、任官儀式の場は大極殿・朝堂院から内裏に移り、参入以前に任人を唱計する行事が加わるとともに、天皇不出御の場合の任官儀の場として、新たに太政官庁と外記候庁が加えられたと結論したが、任人

が承明門外に伺候すること、および参議以上を唱計から除外することは、『内裏式』にも記載されているから、内裏任官儀と唱計の儀の成立を弘仁以降に求める早川説には同意できない。また後述するように、公式令集解授位任官条の令釈によると、少なくとも延暦年間には御所（内裏）において任官儀を行うことが一般的となっていた。早川氏が弘仁以降の新たな変化としたものの多くは、すでに弘仁年間から存在し、内裏任官儀にいたっては、延暦年間まで遡ることが確認できるのである。早川氏の想定背景には、朝儀一般の場が九世紀に朝堂から内裏へ移ったという認識があるが、そうした認識そのものを再検討する必要があるだろう。

さて、『内裏式』や『儀式』にみえる内裏任官儀は、応任者名簿による任人の唱計と除目（除目簿）による任人の唱名という、いわば二つの大きな柱から成り立っていたが、こうした二つの行事は任官儀礼の多くに共通する重要な要素であった。たとえば、弘仁式部式の叙任諸国主政帳条によると、郡司の主政・主帳の叙任にあたっては、式部省がその等第を判定して「簿」をつくり、卿の決裁を仰いだのち、専当録が「除目」を書き、史生が「歴名」を抄したという。このうち「歴名」は任官式の当日、式部省の門外で省掌が任人を「唱計」するときに用いられ、「除目」は省内で録が任人を「唱」すさいに用いられた。同じく弘仁式部式の叙任諸国郡司大少領条によると、郡司の大領・少領を任命するさいには、式部省が作成した任官候補者の「文簿」を内裏に持参し、大臣を通して奏上・勅裁を仰いだのち、専当丞が「除目」を書き、録が「歴名」を抄した。弘仁式は実際の郡領任官式については詳述しないが、『儀式』巻九、太政官曹司叙任郡領儀には、任官式の当日、式部省掌が曹司庁の南路で「名簿」によって任人を「唱計」「喚計」し、参入した任人を式部録が「除目簿」によって「唱名」することが記されている。さらに『内裏式』下巻、任女官式をみると、天皇が可任者を点定した「補任」をもとに、中務卿が「除目」を書き、大輔が「名簿」を書くことあり、この「名簿」によって内侍が任人を点検したのちに、内侍の先導で任人が南廂に参列し、輔が「除目」を「唱」み上げて女官を任命した。

以上のように、郡司の大領・少領や主政・主帳、さらには女官にいたるまで、その遷任にあたっては一定の儀礼がとり

行われた。すなわち、任官候補者を記した「文簿」「簿」「補任」が天皇や式部卿に上申され、その決裁が下ったのちに、儀場外に伺候する任人を「名簿」「歴名」によって「唱計」し、参入した任人に「除目」を読み上げて「唱名」するといふ次第である。こうした郡司・女官の任命儀礼を一般の奏任官以上の任官儀と比べてみると、前者の「文簿」「簿」「補任」は後者の「大間」に、前者の「名簿」「歴名」は後者の「応任者名簿」「可任人歴名」に、前者の「除目」は後者の「除目」「除目簿」に対応し、奏任官以上と式部判補、男官と女官の別を問わず、共通した構造の任官儀礼が行われていたことがわかる。唱計と唱名とはややもすれば混同されがちであるが、門外における任人唱計の儀と門内における任人唱名の儀とは異なるもので、二つながら任官儀礼に不可欠の構成要素であったことを確認しておきたい。

そもそも、実際に任人が参列して唱名の儀が行われるさいに、どの任人が不参であるかを事前に把握しておかなければ、式部録や省掌が代わって称唯することは困難であつたらう。そのために行われたのが任人の唱計で、南門外において任人の参集状況を点検することによって、不参の任人名を知ることができたのである。したがって、下名唱計の儀と召名唱名の儀とは、内裏儀であれ式部省儀であれ、任官儀にすべての任人が参列するという前提がある限り、いずれが欠けても不都合な行事であつたといえる。九世紀の内裏任官儀においては、「可任人歴名」(のちの下名)による任人の唱計が、大きな役割を果たしていたことに注目すべきであらう。

① 『小右記』長和二年(一〇一三)六月三日条には、文官・武官の

勅任除目とは別に、中務卿敦儀親王と兵部卿敦平親王の名を記した親王除目が掲げられている。このときの除目下名の儀には三条天皇が出御したのであらう。

② 玉井力『平安時代の除目について』(『史学雑誌』九三―一一、一九八四年)四三頁。なお、『叙位除目執筆抄』には、仁和三年(八八七)正月以降の除目始と入眼の日付けが記されており、仁和年間にはす

に大間書が存在したことを示唆する。

③ 『江家次第』巻四、除目の頭書に「式部卿唱親王、大輔唱公卿」とあるので、大輔が公卿兼国除目を、少輔がその余の奏任除目を読み上げたようである。

④ 橋本義則「外記政」の成立』(『史林』六四―六、一九八一年)五八頁注⑨。

四 奈良時代の任官儀礼

『内裏式』その他の記述より、平安初期の弘仁年間には、天皇出御のもとに内裏南殿において任官儀が举行され、そのさいには、のちの下名につながる可任人匿名（応任者名簿）や、のちの召名につながる除目（除目簿）によって、任人の唱計および唱名の行われていたことが確認できた。それではこうした内裏任官儀はどこまで遡るのであろうか。奈良時代の任官儀については、前述のように早川庄八氏の先駆的な研究があり、主要な関連史料はすでに提示されているが、以上の考察をふまえた上で、私なりに八世紀任官儀の実態を検討してみたい。

まず最初に、養老令の規定のなから、任官や任官文書に関わるものを探し出すと、①選叙令任官条、②選叙令応選条、③選叙令官人至任案、④考課令最条（式部）、⑤公式令授位任官条、⑥公式令文案条、⑦公式令任授官位条、の七条をあげることができる。このうち、①は勅任・奏任・判任・式部判補の区別を定めたもので、②④は任官者の詮衡にあたって、徳行や才用を重視することを述べたものである。また⑥には、詔勅奏案・考案・補官解官案などは常に留める、すなわち永久保存するとあり、⑦には任授官位にあたって任官簿と授位簿を作成することが規定されている。⑦の任官簿は早川氏のいうように、後世の諸司典已上補任帳や武官補任帳に相当するものであろう。ただし、本稿の主題は任官儀礼の分析であるため、奏任・判任などの区別や任官者の詮衡の問題、さらには任官台帳の保存・修正の問題には深入りしない。さて、そうなると残るのは③と⑤の二条であるが、⑤公式令授位任官条には、

凡授位・任官之日喚辭、三位以上先名後姓、四位以下先姓後名、以外、三位以上直称姓、若右大臣以上称官名、四位先名後姓、五位先姓後名、六位以下去姓称名、唯於太政官、三位以上称大夫、四位称姓、五位先名後姓、其於寮以上、四位称大夫、五位称姓、六位以下称姓名、司及中国以下、五位称大夫、

とあり、授位任官の日とそれ以外の日の官人称呼法、および太政官から中国以下にいたるさまざまな場での官人称呼法が

定められている。この規定によって、養老令制下にはすでに授位・任官のさいの「喚辞」、すなわち叙人・任人の名を口頭で宣布することが行われており、それは他の政務や儀礼のさいの官人称呼法とは異なっていたということがわかる。『令集解』に引かれる古記より、本条は大宝令にも存在したことが確認できるので、早川庄八氏の指摘するように、任官儀における唱名の儀は大宝令施行直後まで遡るとみてよからう。

ところで、本条冒頭の「凡授位・任官之日喚辞」なる一節には、義解が(a)「謂、在御所而授任之辞、其在官者、亦准此例」、令釈が(b)「授位任官、謂、在御所、若在官者、依下文」、朱説が(c)「喚辞、謂、只以言称也、於録文、姓名具称者」、古記が(d)「問、先名後姓、名未知、注書乎、答、記書也、言亦同」などと注釈を加えている。このうち、(a)(b)は授位任官のさいの「喚辞」の場を問題としたもので、(a)の義解は御所(内裏)における「喚辞」とし、官(太政官院=朝堂院^①)での「喚辞」もこれに准じるとする。(b)の令釈も御所(内裏)での授位任官と明言し、太政官院儀では下文に示した称呼法を用いるとする。いずれにしても、(a)(b)は御所での「喚辞」と解する点で一致しており、令釈が編纂された延暦年間には、叙位および任官のさいの唱名の儀は、内裏において行うのが基本となっており、これに太政官院(朝堂院)儀が付記されていたことが知られる。

次に、(c)(d)はやや難解な記事であるが、(c)朱説が「言」と「録文」を対比し、(d)古記が「言」と「注書」「記書」を対照的に論じているところをみると、叙位・任官儀礼における口頭宣布と文書記載の関係を問題にした記述と推測される。古記は「先名後姓」という「喚辞」法と関連して、任官文書の方も「名を先にした」人名表記法で、たとえば「大伴万呂宿禰」などと表記するのかが尋ねていたのであろう。このように考えられるとすると、少なくとも古記の編纂された天平年間には、任官文書たる除目(召名)が存在し、これを読み上げることによって、任官を告知することが行われていたと想像されるのである。八世紀の任官儀については、口頭宣布のことばかりが強調されがちであるが、百名を越える場合もあった任人の名を正確に唱えるためには、もともになる除目(召名)のような文書が存在し、これを読み上げたと考えなければならぬ。

れば現実的ではあるまい。

八世紀における除目（召名）の存在をより明確な形で証言するのが、早川氏によって指摘された『除目抄』の、

勅任奏任黄紙白紙等事

親王任官、大臣、大中納言、参議、八省卿、東宮傳、左右近大將、左右衛門督、左右兵衛督、左右大弁、觀察使、

已上勅任等、天平已後大同已前、多用白紙、用青紙、或希用黄紙、弘仁以後嘉祥以前、多用黄紙、或用白紙、仁寿以後至于今、皆用黄紙、但先年備記勅、或重記勅任、今既皆記勅、又天平宝字之間、或大納言八省卿記太政官謹奏、神祇伯記勅任、

という一節である。これによると、天平已後・大同已前の勅任除目には多く白紙か青紙を用い、希に黄紙を用いたという。また、天平宝字年間には大納言・八省卿を「太政官謹奏」と書き、神祇伯を「勅任」と記す例外的な書法が行われたとある。鎌倉中期に成立した『除目抄』の記載を信じるためには慎重であらねばならないが、勅任除目に青紙を用いる場合があったという記述には看過できない面もあり、少なくとも天平末年には、任官文書たる勅任除目と奏任除目が存在し、これによる任人の唱名が行われていたと考えてよいのではなからうか。

一方、③選叙令官人至任条には「凡官人至任、若无印文者、不得受代」とあり、新任官人が任所に至るためには、必ず印文を携行する必要があることを述べている。印文は任文ともいい、後世の任符に相当するものである。『令集解』所引の跡記や穴記のように、雑任以上のすべての京官・外官に印文（任符）を与えるとする説もあるが、古記が「問、若无印文者、不得受代、有限以不、答、外国不限遠近貴賤、皆得印文、史生・主政・主帳等皆同耳、唯畿内不合」といい、令釈が「此条官人、非唯長上、何者、外国史生・郡司・軍団被任之日、必有印文、此是拳重包輕之義耳、今時行事、京官之中、^{〔文脱之〕}武官有任、^{〔文脱之〕}文官无任文」というように、天平年間には畿内を除く外国の官人が印文を得るとされ、延暦年間には京官のうち武官と外官にのみ任文を交付することが「時行事」とされていた。実態的には中央の文官には任符が与えられず、武官と地方官（国司・史生・郡司など）に限って、任符が発給されていたのであろう。③『類聚符宣抄』卷八、任符事には、天元

永延年間（九七八～九八八）の国司・国博士・国史生・按察使・鎮守府將軍などの任符が載せられているが、それらの任符はいずれも弁・史が署名を加えた太政官符の形式をとっている。

この任符に関して注目したいのは、平安時代には任官儀が終了したのちに、除目（召名）の写しをもとに任符が作成されたことである。前述したように、『西宮記』巻二、除目には、太政官庁における唱名の儀が終わったのち、外記が召名の写しを二通作り、任符所と藏人所に各一通ずつ送ることが記されている。また、『類聚符宣抄』巻八、任符事に、次のような宣がみえているのも、召名と任符の不可分の関係を物語っている。

但馬介藤原朝臣忠憲、召名注忠制、

備中権介弓削宿祢秋佐、召名無宿祢字、

右民部卿中納言宣、件人等、召名未改正之間、且印其任符、

仁和元年三月五日

大外記高丘五常奉

この史料は、召名に記載された任人の姓や名に誤りがあったため、正しい姓名によって任符を作成することを指示したもので、通常の任符が召名にもとづいて作成されたことを示している。延喜式部式上に「凡除目簿案一通、除目後五日内、加勘合、進弁官」とあるのも、弁官が除目簿案に依拠して、任符を作成する必要からであったと思われるが、『除目抄』が「太政官謹奏之別紙」に記入すべき陸奥出羽按察使について、「承和已後、或重疊注陸奥出羽、嘉祥已後、只注陸奥、依任符時、加出羽」と注記していることから、召名に依拠して任符を作成することは、嘉祥から承和の頃まで遡ることが確認できるのである。前述のように、八世紀にも除目（召名）が存在したとすると、印文（任符）のことが定められた大宝令制下にも、この除目（召名）にもとづいて印文（任符）が作成されていた可能性は高いとみるべきであろう。

以上、公式令や選叙令の令文・注釈を手がかりにして、八世紀における任官儀の実態を探ってきたが、(1)任官文書たる除目（召名）を読み上げ、参集した任人に任官を告知する方式は、大宝令制下にまで遡ること、(2)少なくとも天平年間には、

武官や地方官に印文（任符）が発給されていたが、その任符は除目（召名）の写しをもとに作成された可能性が高いこと、(3) 任官儀は少なくとも延暦年間には御所（内裏）で行われるのが一般的となっており、その他に太政官院（朝堂院）で行われる場合もあったこと、などを明らかにすることができたと思う。

そこで次に、『続日本紀』の任官記事に目を移してみたい。『続紀』には多くの任官記事がみえるが、奏任官を含む大量の任官記事にはほとんど儀場が明記されておらず、奏任官クラスの任官が行われた場所を特定することができない^⑤。ただ、公卿や勅任官クラスの任官については、まれに式場を明示している場合があるので、それらを一覧表にまとめると、第一表のようになる。早川庄八氏はこのうち2と15の記事に注目し、八世紀の任官儀は大極殿とその前庭において行われたと推定した。古瀬奈津子氏も2・4・9の記事を例証としながら、早川説を追認している^⑥。しかし、早川・古瀬両氏の見解は、任官儀の式場を明記した『続紀』記事の一部のみに依拠したもので、必ずしも全体の傾向をとらえたものとはいえない。

第一表を一見すると明らかのように、八世紀の任官儀のなかには、内裏（内安殿）で行われた例も多いのである（6・11・12・17・19・21）。大極殿で挙行された例の多くが、即位式（3・10）や元日朝賀（18）にともなう任官、あるいは薨去した人への贈官（20）であったことを思うと、大極殿での任官儀礼は平城宮においてはむしろ例外的であったといえるのではない。また、早川氏は15の「庭」を大極殿前庭と解釈したが、『続紀』にみえる「庭」は(a)朝堂（太政官院）の庭のほか、(b)内裏の庭、(c)皇后宮の庭、(d)薬師寺など寺院の庭など多様な意味をもつので、15の「庭」を大極殿の庭に限定するのは正しくない。前述のように、大極殿における任官儀が即位・朝賀などにともなう例外的なものであるとすると、天平一五年（七四三）以降しばしば実見される内裏での任官儀の方こそ一般化すべきであり、15の「庭」も内裏の庭であると考えた方がよいように思われる。『内裏式』にみえた内裏任官儀は、公式令集解が引く令釈説によって、延暦年間まで遡ることができたが、さらに『続紀』の記事によって、天平一五年頃までは遡及することが可能なのである。

第一表 『統日本紀』にみえる任官儀式の儀場

番号	年 月 日	儀 場	任 官 官 名	備 考
1	大 宝 元・6・癸卯	太政官	内舍人九十人	列見
2	慶 雲 2・4・辛未	大極殿	中納言・左大弁・右大弁・ 兵部卿・民部卿	
3	神 亀 元・2・甲午	大極殿	左大臣	即位・宣命・授位
4	天 平 元・3・甲午	大極殿	大納言	授位
5	天 平 12・正・庚子	中宮	遣渤海大使	授位
6	天 平 15・5・癸卯	内裏	左大臣・中納言・参議	宴・授位
7	天 平 19・4・丁卯	南苑	相模守	授位
8	天平勝宝元・4・甲午	東大寺大仏前殿	大納言・中納言	宣命・授位
9	天平勝宝元・4・丁未	東大寺大仏前殿	右大臣	授位
10	天平勝宝元・7・甲午	大極殿	大納言・中納言・参議	即位・宣命・授位
11	天平宝字3・6・庚戌	内安殿	参議	宣命・授位
12	天平宝字4・正・丙寅	内安殿	御史大夫・中納言・信部卿 ・大宰帥	宣命・授位
13	天平宝字6・正・癸未	臨軒	御史大夫・参議	授位
14	天平神護2・10・壬寅	法花寺	左大臣・右大臣・中納言	宣命・授位
15	神護景雲2・11・癸未	庭	右大弁・勅旨少輔・大丞・ 中務大輔・少輔・侍從兼内 蔵頭・宮内卿・兼造法華寺 長官・外衛大将・左衛士督 ・員外佐・左兵衛督・左馬 頭・河内介・山背守・美作 員外介・長門介・兼大宰帥 ・大貳	
16	宝 亀 2・11・乙巳	閤門前幄	中納言・参議	宴
17	宝 亀 9・3・己酉	内裏	内臣	宴
18	宝 亀 10・正・壬寅	大極殿	内大臣	受朝
19	天 応 元・9・戊午	内裏	中納言	宴・授位
20	延 暦 2・2・壬子	大極殿	右大臣(贈官)	授位
21	延 暦 3・正・戊子	内裏	中納言・中納言	宴・授位
22	延 暦 8・正・己酉	南院	参議	宴・授位
23	延 暦9・閏3・丁丑	近衛府	御葬司・山作司・養民司・ 作路司	

〔注〕 備考欄の「即位」「受朝」「宴」は即位式や朝賀式・饗宴などにさいして任官が行われたことを、「宣命」「授位」は宣命や授位とともに任官が行われたことを示す。

一方、八世紀任官儀の内実については、『統紀』の記事からうかがえることはほとんどない。ただ、これも早川氏によって取り上げられた記事であるが、『統紀』神護景雲二年一月癸未条に、

從四位下藤原朝臣楓麻呂為右大弁、從五位下石上朝臣家成爲勅旨少輔、從五位下紀朝臣門守爲大丞、從四位下藤原朝臣雄田麻呂爲中務大輔、左中弁内匠頭武藏守如故、從五位下石川朝臣真守爲少輔、從四位上藤原朝臣是公爲侍從兼内藏頭、從三位石川朝臣豊成爲宮内卿、（中略）是日、被任官者、多不会庭、省掌代之稱唯、於是、詔式部兵部省掌、始賜把笏、

とあるのが目を引く。この日、右大弁・勅旨少輔・大丞・中務大輔・少輔・侍從兼内藏頭・宮内卿などの任官が行われたが、任人の多くが「庭」に会さなかったため、式部・兵部の省掌が不参者に代わって称唯したというのである。ここに見える「庭」が大極殿前庭ではなく、内裏の殿庭であろうことは前述の通りであるが、この記事によって、八世紀後半には天皇出御のもと、内裏において任官の唱名が行われていたことが確認できる。

これに加えて私が注目したいのは、省掌が不参者に代わって称唯していることである。前述のように、不参者に代わって称唯するためには、どの任人が不参であるかを唱名以前に把握しておかねばならず、そのために行われたのが可任人歴名による唱計の儀であった。したがって、不参者への代称があるということは、任人の唱計が行われたことを証するものであり、可任人歴名とよばれた任官者名簿もすでに存在したことを示している。『内裏式』や『儀式』の任官式文は、親王の不参者があった場合に、録が代わって称唯することを記すのみであるが、参議以上を除く任人一般の唱計を行ったのが省掌であったことを考えると、八〜九世紀には、親王以外の不参者については、省掌が代称することになっていたものと推測される。

さて、以上の事実を考え合わせると、『内裏式』や『儀式』にみえるような内裏任官儀の大枠は、八世紀にはすでに形づくられており、後世の内裏任官儀とそれほど異なる儀礼が、奈良時代においても行われていたことが推定される。本稿では正倉院文書中の二つの官人歴名を、任官文書としての可任人歴名（のちの下名）の案文もしくは写しとみる仮説を

提示したが、八世紀の任官儀についての考察を終えてみると、天平年間や天平宝字年間に可任人歴名（応任者名簿）が存在したと考えることに、それほど大きな違和感はないといえよう。早川庄八氏は、大宝令制下において、すでに後世の任官文書の多くが出揃っていたことから、八世紀における任官の行事は基本的には、後世の除目の行事と大差ないものであったと総括したが、以上に述べた私見も、早川氏のこの結論と矛盾するものではない。

① 令釈や義解が「御所」と対比して用いる「官」とは、太政官院すなわち朝堂院のことと考えられる。太政官院が朝堂院の別称であることについては、保坂佳男「朝堂院の変遷について」（『国史研究会年報』五、一九八四年）を参照。

② 奈良時代の「勅」と書き出す文書は「青紙」のものが多かった。正倉院に伝わる東大寺献物帳のうち「勅」ではじまるのは、天平勝宝八載七月二六日献物帳（屏風花篋等帳）と天平宝字二年六月一日献物帳（大小玉真蹟帳）の二つであるが、表紙・本紙とも前者は緑麻紙、後者は碧麻紙であった（関根真隆「献物帳の諸問題」『正倉院年報』一、一九七九年）。また、法隆寺献物帳も「勅」と書き出され、やはり料紙は緑麻紙である（東京国立博物館「法隆寺献納宝物図録」一九五九年）。

③ 任符については、坂上康俊・武光誠「日本の任官文書と唐の告身」（『史学論叢』七、一九七七年）、早川庄八はじめに注②論文三五九頁

おわりに

早川庄八氏の先駆的な業績に導かれながら、任官儀礼の変遷について論じてきたが、論点が多岐にわたったくらいがあるので、最後に本稿の要旨をまとめておくことにしたい。

注②などを参照。

④ 『類聚符宣抄』卷八、任符事には、仁和年間に出示された同様の宣が、あと三通載せられている。

⑤ 六国史において奏任官以上の大量任官が内裏紫宸殿で行われたことを明記するのは、『続日本後紀』の承和二年（八四五）正月戊午条と同年正月甲戌条が最初である。

⑥ 古瀬奈津子「儀式における唐礼の継受」（池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年）三六七頁。なお、『平城宮発掘調査報告』XV（一九九三年）一七二頁（寺崎保和氏執筆）も、奈良時代の叙位・任官は原則として朝堂院で行われたとする。

⑦ (a)は天平一三年三月辛丑、天平宝字元年七月庚戌、同三年正月乙酉、同七年正月庚戌、天応元年一月丁卯の各条。(b)は和銅元年一月辛巳条と延暦七年四月癸巳条。(c)は延暦四年五月癸丑条。(d)は天平宝字五年八月甲子条と天平神護元年一〇月戊子条。

(一) 正倉院文書中に伝わる二つの官人歴名 A B は、野村忠夫氏によると、大間書的な任官関係文書の写しか聞書であり、早川庄八氏によると、後世の除目聞書の先駆的文書であるといわれる。しかし、除目聞書が八世紀にまで遡るといふ確証はなく、むしろ A B 歴名は後世の除目下名につながる任官文書、すなわち『儀式』や『延喜式』のいう応任者名簿・可任人歴名の案文もしくは写しと考えた方がよいのではないか。

(二) 『内裏式』や『儀式』によると、平安初期の任官儀は天皇出御のもと、内裏南殿とその殿庭において行われていた。この内裏任官儀は、南門外に参集した任人を可任人歴名によって点検する唱計の儀と、殿庭に参入した任人の名を除目(召名)によって読み上げる唱名の儀の二つから成り立っていたが、一〇世紀以降、任官儀の主流となった太政官庁儀では、任人の参列が前提とされなくなったために、南門外での唱計の儀は消滅して、形式化した下名だけが残り、やはり形式化した召名によって、任人名を唱える儀式のみが行われることになる。

(三) 公式令や選叙令の規定によると、除目(召名)を読み上げて任官を告知する方式は、大宝令制定時にまで遡り、これに古記・令釈や『続日本紀』『除目抄』などの記述を加味すると、少なくとも八世紀中葉には内裏任官儀が一般化し、除目(召名)にもとづいて武官や地方官に任符が発給されるとともに、内裏門外において可任人歴名を用いた唱計の儀も行われていたことが推測される。

以上が本稿の要旨であるが、これらを踏まえた上で第一に確認しておきたいのは、政務・儀礼の内裏儀への移行時期である。現在の通説的見解では、朝賀・即位を除く重要儀礼の多くは、平安初期に朝堂儀から内裏儀にその重心を移すとされ、その背景には官僚機構や政務運営法の変化があるといわれる。しかし、本稿で考察した任官儀礼や、以前に検討した正月節会儀礼^⑨においては、天平末年から天平勝宝年間にかけて内裏儀への傾斜が確認でき、律令国家発足後の早い時期にそうした変化の起きていたことが注目される。天皇の常宮たる内裏が朝堂院の出現以前から存在し、節会や拝官の儀礼が古い歴史をもつものであることを思うと、内裏において節会や任官儀礼を行うことは必ずしも後出的なものではなく、八

世紀以前のあり方に回帰したものである可能性もあろう。平安初期における朝堂儀から内裏儀へとという変遷の図式については、律令国家の出現以前までを見通した上で、改めて考え直してみる必要があるであろう。

本稿の結論と関連して第二に注目したいのは、任官文書と口頭宣布との関係である。早川氏は叙位・任官の結果が口頭で本人に伝達されたことや、天皇の命令が宣命として読み上げられたことに注目し、八世紀およびそれ以前の時代における「音声の世界」を再評価すべきであると説く。早川氏はまた、僧綱への行政命令は養老年間までは口頭で伝達されていたと考証して、大宝令施行当初の公文書制には不備な面があり、公文書よりも口頭伝達の方に重要な意味があったと述べている。^③ 早川氏の主張は律令公文書制の限界を指摘するという文脈では注目されるが、口頭宣布の意義を一面的に強調する点には疑問も投げかけられている。^④

すなわち、東野治之氏は中国唐代における詔書宣読の実例を紹介して、口頭による王言の宣布は必ずしも文書の存在と矛盾・抵触するものではないとし、上申文書としての解式の盛行や「某の前に申す」という文書形式の存在を根拠に、大宝令前においてさえ、隋唐以前の制度の影響を受けた、一定の体系的な文書制度が施行されていた可能性が高いと論じた。東野氏の批判は、早川説の問題点を鋭く抉り出したものといえよう。

任官儀に関していえば、任官のことを口頭で宣布する以前に、そのもととなる文書が作成されていたという事実を、早川氏は軽視しているのではないか。任人の前で読み上げられる除目(召名)は、唱名の儀以前に清書されたもので、天皇に奏上されたのちに正式の公文書となった。したがって、除目(召名)が清書・奏覧された段階で、任官者は最終的に確定している^⑤のであり、天皇の面前で任官の告知を聞くかどうかは、任官の事実を左右するものではなかった。その意味では、除目・任官儀礼の全体からみた場合、任官文書たる除目(召名)の作成・保存こそが第一義的であって、これに比べると、除目の宣読そのものは第二義的なものであったといわざるをえない。八世紀中葉においてさえ任官儀への不参者が少なくなかったという事実は、唱名の儀のもつ非実効的性格を示しているように。

したがって、宣命や除目(召名)のことを論じる場合には、口頭宣布であることだけを強調するのではなく、それらを口頭で宣布する背景に、さまざまな手続きで作成された文書があることを想起すべきである。また、国語学の方面から指摘されているように、宣命の背景には漢文詔勅の存在があり、古くから培われてきた漢文訓読の技術を応用して、宣命の文体が生み出されたことを忘れてはならない。^⑥「音声の世界」を視野にいれた早川氏の研究には、示唆される点も少なくないが、漢字の使用が本格化する前の時代ならいざ知らず、少なくとも八世紀の任官儀礼を、そのようなブリミティヴな口頭伝達論で割り切ることは、大きな抵抗を感じるのである。

律令制下の任官行事の全体像を復元するためには、八世紀における除目詮擬の実態や、任官と関わりの深い叙位儀礼の変遷なども検討する必要があるが、これらについてはいずれも今後の課題としたい。

④ 内裏と大極殿・朝堂院が一直線上に並ぶ平城宮では、内裏南門外の

空間(のちの大庭)は平安宮ほど広くはなかった。ただ、任人の唱計程度の儀礼であれば、ここでも行いえたと思われ、かりに内裏南門が使用されない場合でも、内裏のいずれかの門外において唱計の儀が行われたものと推測される。

② 西本昌弘「奈良時代の正月節会について」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』塙書房、一九九四年)。

③ 早川庄八「任僧綱儀と任僧綱告牒」『日本古代官僚制の研究』前掲、初出は一九八四年)、同『続日本紀(古典講読シリーズ)』(岩波書店、一九九三年)。

④ 東野治之「大宝令成立前後の公文書制度」(亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年)、新川登亀男「古代の文書」(『古代史研究の最前線』三、雄山閣出版、一九八

七年)。

⑤ 一〇世紀になると、除目清書の翌日に下名や召名の儀が行われるが、正式な任官の日付けは除目清書と同日であった。たとえば天曆一年(天徳元年、九五七)の京官除目では、四月二五日に入眼・清書、翌二六日に下名・唱名が行われたが(『西宮記』巻二、除目勘物)、『公卿補任』にみえることときの任官者は、いずれも四月二五日付けで遷任している(『大日本史料』第一編之十、三三五頁参照)。

⑥ 佐藤仁之助「宣命の起源」『東洋文化』五九、一九二九年)、糸川定一「続日本紀宣命」『上代日本文学講座』四、作品研究篇、春陽堂、一九三三年)、松本雅明「宣命の起源」(西田先生頌寿記念『日本古代史論叢』吉川弘文館、一九六〇年)、小谷博泰「木簡と宣命の國語学的研究」(和泉書院、一九八六年)。

mobility, and for this reason, a stabilized ruling class could not take shape. The "Gefolgschaft" of Emperor Michael III (842-867) plays an important role in Beck's argument.

Beck's analysis has had a significant influence upon the study of Byzantine society. But his approach has its own shortcomings, some of which can be addressed with the help of more recent scholarship, like that of F. Winkelmann. In this paper, the author builds on Winkelmann's work and considers the influence of the "Gefolgschaft" upon ninth-century Byzantine social structure. This paper makes it clear that Michael III's "Gefolgschaft" consisted in fact of high-ranking officials.

Accordingly, Beck's theory that the Byzantine Empire was characterized by high social mobility does not fit the reign of Michael III. Instead, it can be seen that high-ranking officials played important political roles during Michael III's reign; these officials could even become an obstacle to an emperor who wanted to rule by his own will alone. This raises the question of how Michael III dealt with high officials and administered the empire. This paper demonstrates that in order to have his own way, Michael III constructed an extensive kinship network, within which he occupied the dominant position, and further formed a group of close associates who were high officials and were faithful to his will. Through the use of strategies, Michael III succeeded both in imposing his own administrative will and in preserving a stable ruling structure.

The Ceremony of Appointment at the Imperial Palace
(*dairi ninkangi* 内裏任官儀) and the List of Appointees
(*kaninjinrekimei* 可任人歴名) in Eighth and Ninth
century Japan

NISHIMOTO Masahiro

The ceremony through which higher bureaucrats of the ancient court were appointed to office is called the ceremony of appointment, *ninkangi* 任官儀. With the aim of reconstructing the eighth-century version of this ceremony, Shōhachi Hayakawa has done extensive work on the relevant texts, and has proved that many parts of the documents concerning the

ceremony in the Heian era existed already in the Nara era. But there is no clear evidence that the *jimoku kikigaki* 除目聞書 of which Hayakawa took notice goes back before the tenth century. There is also some question as to the validity of his hypothesis that the two *kanjin rekimei* 官人歴名 of the eighth century in the Shōsōin treasure storehouse 正倉院宝庫 can be seen as precedents for the *jimoku kikigaki*.

As the original *orina ninkan monjo* 下名任官文書 used in the ceremony is thought to have listed all names of appointees except the *sangi* 参議, the two *kanjin rekimei* in the Shōsōin should correspond to this *orina*. Almost all the former research has overlooked, however, the fact that the *Dairi Shiki* 内裏式 and *Gishiki* 儀式 prescribed the extremely ancient *dairi ninkangi* 内裏任官儀 such as the *shōkei no gi* 唱計の儀 and the *shōmei no gi* 唱名の儀. During the former ritual, appointees gathering outside the South Gate of the *dairi* 内裏 were checked by *kaninjinrekimei* 可任人歴名 (a list of appointees)—afterward called *orina*. In the later ritual, the *jimoku* of Imperial prices and those of the retainers were read aloud separately. These rituals should prove valuable to any effort to reconstruct the *ninkangi* of the eighth century. Reexamination of those documents from the eighth century makes two facts clear: 1) the way in which appointees were announced by reading the *jimoku* in a loud voice in front of them (in the presence of the Emperor) goes back to the beginning of the eighth century, right after the enforcement of Taihōryō 大宝令; 2) the ceremony of *ninkangi* in the court and *shōkei no gi* in connection with it goes back to at least as early as the middle of the eighth century.

According to the accepted theory, most of the court ceremonies had moved their ceremonial places from Chōdōin 朝堂院 to the *dairi* in the early Heian era, and affairs of the state and ceremonies in the eighth century had kept strong traces of traditional oral communication. This paper, by contrast, focuses on the reading of texts aloud rather than on oral traditions. Through the examination of *ninkangi*, the author shows that *dairigi* 内裏儀 traditions are older than the traditions contained in the *chōdōgi* 朝堂儀.